

2) 騒音

「騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)」に基づく規制基準などを表 2.2.7.2-3～表 2.2.7.2-5 に示す。

五木村及び相良村は、全域が「特定工場等において発生する騒音の規制基準」で第3種区域、「特定建設作業に係る騒音の規制基準」で第1号区域、「自動車騒音の限度」でc区域に指定されている。

表 2.2.7.2-3 特定工場等において発生する騒音の規制基準

単位:デシベル

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時から (午後 7 時まで)	朝・夕 午前 6 時から午前 8 時まで (午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 午後 10 時から翌日 (の午前 6 時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

注)1.第1種、第2種、第3種及び第4種区域とは、次に掲げる区域をいう。

- ・第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ・第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ・第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

2.出典:「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準(昭和 60 年熊本県告示第 619 号)」

表 2.2.7.2-4 特定建設作業に係る騒音の規制基準

<p>特定建設作業</p> <p>地域の区分</p> <p>規制種別</p>	<p>くい打機(も んけんを 除く。)くい 抜機又はく い打くい抜 機(圧入式 くい打くい 抜機を除 く。)を使用 する作業 (アスオー ガーと併用 する作業 を除く。)</p>	<p>びよう打機 を使用す る作業</p>	<p>さく岩機を 使用する 作業(作業 地点が連 続的に移 動する作 業にあつて は、1日に おける当 該作業に 係る2地点 間の最大 距離が 50 mをこえな い作業に 限る。)</p>	<p>空気圧縮 機(電動機 以外の原 動機を用 いるもので あって、そ の原動機 の定格出 力が 15kw 以上のも のに限 る。)を使 用する作 業(さく岩 機の動力 として使用 する作業 を除く。)</p>	<p>コンクリートプラ ント(混練機 の混練容 量が 0.45m³以 上のもの に限る。) 又はアスファ ルトプラント (混練機の 混練重量 が 200kg 以上のも のに限 る。)を設け て行う作業 (モルタルを製 造するた めにコンクリ ートプラントを 設けて行う 作業を除 く。)</p>	<p>バックホウ(一 定の限度 を超える大 きさの騒音 を発生しな いものとし て環境庁 長官が指 定するもの を除き、原 動機の定 格出力が 80kw 以上 のものに 限る。)を 使用する 作業</p>	<p>トラクターショベル(一定の 限度を超 える大き さの騒音を 発生しない ものとして 環境庁長 官が指定 するものを 除き、原動 機の定格 出力が 70kw 以上 のものに 限る。)を 使用する 作業</p>	<p>ブルドーザー (一定の限 度を超える 大きさの騒 音を発生し ないもの として環境 庁長官が 指定するも のを除き、 原動機の 定格出力 が 40kw 以 上のもの に限る。)を 使用する 作業</p>
<p>基準値</p>	<p>1号・2号</p>	<p>85 デシベル</p>						
<p>作業時刻</p>	<p>1号</p>	<p>午後7時～午前7時の時間内でないこと</p>						
	<p>2号</p>	<p>午後 10 時～午前6時の時間内でないこと</p>						
<p>最大作業 時 間</p>	<p>1号</p>	<p>10 時間／日</p>						
	<p>2号</p>	<p>14 時間／日</p>						

最大作業	1号	連続6日
日数	2号	連続6日
作業禁止日	1号・2号	日曜日および休日

注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 基準値を越えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を最大作業時間に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は、命令できる。

3. 基準には、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などに適用除外が設けられている。

4. 地域区分の1号(第1号区域)とは、指定地域のうちで次に該当する区域である。

(1) 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

(2) 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

(3) 住民の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 「学校教育法(昭和22年法律第26号)」第1条に規定する学校、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」第7条に規定する保育所、「医療法(昭和23年法律第205号)」第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、「図書館法(昭和25年法律第118号)」第2条第1項に規定する図書館並びに「老人福祉法(昭和38年法律第133号)」第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m区域内

地域区分の2号(第2号区域)とは、指定地域のうち、前記に挙げる区域以外の区域である。

5. 出典: 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)」、 「騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域の区分(昭和60年熊本県告示第620号)」

表 2.2.7.2-5 自動車騒音の限度

(等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注) 1. 昼間は午前6時から午後10時までの間をいい、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

3.a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

a区域:専ら住居の用に供される区域

b区域:主として住居の用に供される区域

c区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

4. 出典:「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令(平成12年総理府令第15号)」